

第1回

さいたま市産業廃棄物処理施設 設置等調整委員会

平成27年9月7日（月）

さいたま市環境局資源循環推進部

産業廃棄物指導課

午前10時30分 開会

○田村課長 ただいまからさいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会第1回委員会を開催させていただきます。委員長互選までの間、進行を務めさせていただきます事務局のさいたま市環境局産業廃棄物指導課長の田村です。よろしくお願いいたします。

はじめに委員の皆様をご紹介させていただきます。さきたま法律事務所弁護士、飯塚肇委員。

○飯塚委員 飯塚です。どうぞよろしくお願い致します。

○田村課長 国立大学法人埼玉大学理工学研究科 教授 小松登志子委員

○小松委員 小松です。よろしくお願いいたします。

○田村課長 東京北法律事務所 弁護士 長谷川弥生委員

○長谷川委員 長谷川です。よろしくお願いいたします。

○田村課長 一般財団法人日本環境衛生センター 常務理事 藤吉秀昭委員

○藤吉委員 藤吉です。よろしくお願いいたします。

○田村課長 続きまして事務局の紹介をさせていただきます。環境局産業廃棄物指導課課長補佐の石川でございます。

○石川補佐 石川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村課長 同じく主任の相良でございます。

○相良主任 相良と申します。よろしくお願いいたします。

○田村課長 同じく主任の宮澤です。

○宮澤主任 宮澤です。よろしくお願いいたします。

○田村課長 同じく主任の桑原です。

○桑原主任 桑原です。よろしくお願いいたします。

○田村課長 同じく技師の久米でございます。

○久米技師 久米です。よろしくお願いいたします。

○田村課長 会議の成立に関してご報告させていただきます。さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会規則第3条第2項の規定によりまして、過半数の委員の出席がありますので会議が成立したことを報告申し上げます。

それでは次第3、議事に移らせていただきます。委員長の選任につきまして、ご協議いただきたいと存じます。委員会規則第2条第1項の規定により、その選任にあたりましては、委員の互選により定めることとされております。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○藤吉委員 調整委員会ということで、法律に詳しい弁護士の飯塚先生がふさわしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○田村課長 飯塚委員をご推薦の声が上がりましたが、皆様いかがでしょうか。

○小松委員、長谷川委員、藤吉委員 よろしく申し上げます。

○田村課長 それでは恐れ入りますが、飯塚委員につきましては委員長席のほうにお願いいたします。

委員長のご就任のご挨拶をいただく前に、委員会規則第2条第3項の規定により、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときはあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理するとありますので、この場で職務代理者について委員長にご指名をお願いしたいと思います。

○飯塚委員長 小松先生か藤吉先生のどちらか、藤吉先生がよろしいですかね。

○小松委員 藤吉先生は廃棄物のご専門ということなので。

○飯塚委員長 経験豊かな方ということで藤吉委員にお願いできればと思います。それでは指名させていただきます。

○田村課長 ただいま委員長から藤吉委員の委員長代理のご指名がありましたので、藤吉委員よろしく申し上げます。

それでは飯塚委員長、ご挨拶をよろしく申し上げます。

○飯塚委員長 発足しました産業廃棄物処理設置等調整委員会委員に選任いただきましてありがとうございます。先ほど委員の皆様から互選いただきまして委員長を務めさせていただくことになりました。できるだけ努力したいと思います。よろしく申し上げます。

○一同 よろしく申し上げます。

○田村課長 それでは委員会規程に従い、飯塚委員長に議長をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○飯塚委員長 それでは委員長を務めさせていただきます。本日は委員会設置後の初めての会議ということで、私が議長を務めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。せっかくなので簡単に自己紹介をよろしいでしょうか。

まず私からということで、私弁護士の飯塚肇と申します。埼玉弁護士会に所属しております。弁護士登録をしたのが平成元年でありまして、ですから平成の年度とともに経験年数が27年となりました。もうだんだんと古株になってまいりまして、いつまで弁護士業ができるかわからないんですけれども、体力のある間はやろうと思っております。幸い弁護士には定年があり

ませんので、同期の公務員や会社員は定年や再任用という形で働いておりますが、弁護士は定年がないということでありがたいなと思っております。あんまりいいことはないんですよね、弁護士やっけていても。あと事務所を一人でやっているものですから、人に束縛されずに済むということで、本当に自由でやれるのがいいと思ひまして、一人でやっております。さいたま市の関係では相談業務をやらせていただいております。専門は何かと聞かれたら、行政とあと民事となります。刑事事件はちょっと前まではやっていたんですけども、国選弁護をやめまして、いまは行政民事となっております。簡単ではあります以上です。それでは次ということで、藤吉委員お願いします。

○藤吉委員 日本環境衛生センターと申しますと、厚生省の外郭団体で、戦後の衛生状態が悪い時に、ごみやし尿処理を推進しなきゃいけないということで、創られたと。設置されてから60年ということで、そのうち40年勤めております。埼玉県との関係では、所沢でダイオキシン問題を担当しまして、環境省の中でもダイオキシンの新ガイドラインを作りました。あと技術的にしっかりダイオキシンが出ないようにしているかなどについても話しました。そっちのほうが専門です。今はしっかりした基準を守らないと処理施設を設置してはいけないということで。以前は焼却炉も性能が悪くていろんな紛争を引き起こしていたのですけれども、住民のほうが言っていることが正しいなということがよくありました。専門的にこういう施設を設置するときは、県にもありますし、さいたま市でもあると思うのですが、専門委員会がありまして、その委員もやっております。その委員で言いますと、相当うるさいほうです。業者泣かせということを言われたりもします。しっかり造らなくてはいけないということで仕方ないのですけれども。日本の焼却炉は性能が良くなって非常に安心していたのですけれども、逆に、最近はずねCO₂が出ないようにしろという意見もありまして、熱回収をしたり、バイオマスでCO₂が出ないようにということで、大分視点が変わってきたなということで、こうした視点を調停に生かしていければと思ひますのでよろしくをお願いします。

○小松委員 埼玉大学の理工学研究科なののですけれども、所属が工学部の建設工学科でいわゆる土木ということなののですけれども、私の専門は広く言えば環境工学で、講義では廃棄物のことを教えたりもしていたのですけれども、本当の専門は土壤環境でして、その中の重金属といった有害物質が土の中でどう移動して、地下水に到達するか、湿地から温室効果ガスがどうやって出るのかといった、結局土の中の間隙を物がどう動くのかといった研究が本当の専門です。ただ、先ほどもあったように女性の委員ということでいろんなところから声をかけられまして、いろんな委員を今までやらせていただきました。中国地方の廃棄物の処理の委員会でしたり、

県内の産業廃棄物の審議会をやらせていただきました。特に産業廃棄物埋め立ての審査をしたときには、住民の方からの意見で、非常に納得できるものもありました。なので、すごく苦しい立場になったこともありました。住民の方から委員宛に手紙が来るのですよね、反対ですといったような。今回はそういったことはないと思うので安心してるところです。とにかく環境を守るためには、藤吉委員も言われたように、できるだけちゃんとした環境保全のための対策をとって施設を設置してもらおうということで、よろしくお願いします。

○長谷川委員 長谷川と申します。東京北法律事務所に所属しております、北区の王子にあります。私の所属している所長が85歳を超えていて、地元で50年以上やっている事務所なので住民とのつながりが強く、住民問題を事務所の問題として扱うこともあります。個人的には民事事件や刑事事件を担当したりします。私自身は大学卒業しまして最初普通に銀行に就職して、その後弁護士になったものですから、まだ弁護士5年ということで、弁護士としても経験も浅いし、廃棄物に関してはまったく知らないので勉強させていただきながら、やらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○飯塚委員長 ご専門の方がいらっしゃるということで、非常に心強いなと思っております。私も法律をかじってはいるんですけども、専門的な知識がないものですから、ご専門の方がいらっしゃるの是非常に心強く思います。よろしくお願いします。

それでは今後何をやるのか、さいたま市の産業廃棄物の状況、今回の条例についてですね、事務局の方からお話しをいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○事務局 産業廃棄物指導課の石川と申します。それでは資料に沿いまして説明をさせていただきます。お手元の資料、No.1をお開きください。こちらが、さいたま市の産業廃棄物処理施設の設置等に関する条例の制定の経緯と、手続きに関するフローチャートになります。

初めに、現状と課題の欄をご覧ください。産業廃棄物は、全国で3億8千万トン排出されております。これは東京ドームに換算いたしますと約300杯分と言われておりまして、家庭ごみに代表される一般廃棄物の約8倍強にあたる量になります。これら様々な産業から多量に排出される、産業廃棄物を適正に処理し、再資源化を推進していくことは、必要不可欠ですが、産業廃棄物処理施設は、迷惑施設とみなされ、全国的にも住民紛争の原因となることも少なくありません。そのため、ほとんどの自治体では産廃処理施設の許可にあたっては、事前協議制度を導入しているのが現状です。本市も例にもれず、埼玉県から事務を引き継いだ平成14年4月1日以降、本年7月1日の条例施行までは県と同様に「産業廃棄物処理業に関する許可の手続等を定める要領」に基づき、事前協議制度を運用してまいりました。

この要領の手続きを簡略化して図に整理しております。産廃処理業等の本申請の前に周辺住民の同意を取得するよう申請者に指導をしておりました。しかし、この住民同意制度について、国は、自治体に対して、是正するよう求めておりました。本市においても行政指導の一般原則を逸脱しない範囲内で、住民同意を求めてきましたが、手続き自体が要領の中に定められていることから、不透明であるとの課題が挙げられておりました。そこで、条例の必要性の欄ですが、不透明な要領による指導を改めて、手続き条例を定めようといった経緯と経過を経て、条例の制定に至りました。この条例の審議にあたっては、昨年の市議会で全会一致でのご議決をいただきました。

それでは、条例に定める手続きをフロー図を使って、時系列にご説明申し上げたいと思います。はじめに、産業廃棄物処理施設を計画している事業計画者は、事業計画書を作成し、そこに一定の生活環境影響調査を行った生活環境配慮書を添付して、さいたま市長に事前協議の申し出をします。市長は、受理後、設置場所から、焼却施設にあつては500m、破碎等の施設にあつては200m以内の地域を関係地域と定めます。同時に事業計画書等を広く市民に公告し、一定期間縦覧に供します。事業計画者は関係住民に説明会等を行うよう条例で義務付けを行っております。そして、説明会等々を受けた後、関係住民の方から、生活環境保全上の要望であるとか意見が出てくるのが想定されます。その意見については、市に意見書を出していただき、その概要を事業計画者に送付させていただきます。事業計画者は、その意見書に対して、見解書を市と関係住民に提出するといった、文書でのやりとりを規定しております。最終的には関係住民の方と事業計画者の双方が納得していただき、環境保全協定書といった協定の形にまとめるような選択肢も用意しております。そして、市からの承認書受理後、廃棄物処理法に基づく本申請の手続きに移行していくこととなります。従前は、住民からの同意書を事業計画者に求めていたところを、一定の手続きとして条例化したものになります。

次に、緑色の濃い線、下段にあたります、万が一紛争が起きた場合、あっせん手続きを条例に盛り込んでおります。このあっせん申請が、住民、事業計画者の双方から出せるような仕組みになっており、市長が必要だと判断した場合は、あっせんの手続きに入っていくこととなります。あっせんの手続きについては、後ほど詳しく説明を申し上げたいと思います。

次に、資料2枚目をお開きいただけますでしょうか。全国では、47都道府県プラス政令指定都市、中核市、総体で113の自治体が産業廃棄物について、その許可権限を有しています。先ほど説明した、事前協議手続きを条例化している自治体は、約3割、34団体、都道府県にあつては15団体のみです。さらに、紛争が発生した場合に、あっせんの制度を設けている団

体は、12の団体になっております。なお、埼玉県は、現在検討中であり、越谷市、川越市はそれぞれに制定済が県内の現状になっております。

また、これまでの、産業廃棄物の処理業の新規と変更の件数を一表にて整理しております。

資料右には、条例制定手続きの中で事業者、さらには一般の住民の方から、ご意見を伺うパブリックコメントの実施状況を参考記載させていただいております。

お手元の資料No.4をお開きください。調整委員会規則は、条例の委任規定を受けて7月1日に施行しております。この中には委員長互選のこと、会議の成立要件、さらには議長が欠けた場合の手続き等を規定しております。また、議決にあたっては過半数で決し、可否同数の場合には、委員長の決するところによると定めております。

戻って恐縮ですが、資料No.3に二段表形式で条例と施行規則を整理したものを用意しております。資料の13ページをお開きください。第17条にあっせんの手続きについて、規定しております。第1項では、事業計画者と関係住民の双方からの申請を規定し、「紛争が自主的な解決に至らなかったときは」というような前提条件を付しております。本規定は、あくまであっせんが当事者同士の解決を目的とした制度であり、基本的には交渉の場を設けることを趣旨としております。ちなみに、旧要領では当事者間で紛争を予防する制度として住民の同意を求めておりましたが、住民と事業計画者間で紛争になったことはありませんでした。

次に第2項、こちらは市長によるあっせんの例外について規定しております。ただし書きとして、「条例に規定する手続きを誠実に実施していない者からの申請又は紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるとき」としております。前者は事業計画書による周知や審査結果通知書に対する措置が不十分と認められる事業計画者や、環境保全協定の締結に協力しない関係住民など、その履行が不誠実であるものを想定しております。また、後者は、紛争を「産業廃棄物処理施設の設置に伴い生ずる恐れのある生活環境保全上の支障に関するもの」と条例第2条第8号で定義をしており、本規定から逸脱した争いは、市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときに該当するものと想定しております。しかしながら、個別具体的な事案に応じて慎重な判断を要する規定であると考えております。さらに、第4項になりますが、市長があっせんを行う場合で必要があると認めた場合は、本調整委員会の意見を聴くものと規定しております。資料を1枚めくっていただきまして、15ページをお開きください。最下段の第21条ですが、調整委員会の構成や、委員の任期を規定し、第6項に組織及び運営に関しては規則への委任規定を設けております。

以上が条例と施行規則、さらには調整委員会規則の説明になります。

よろしく申し上げます。

○飯塚委員長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、委員の皆様で何かご質問があればよろしく申し上げます。

○藤吉委員 13ページの4のなかに、「市長はあっせんを行う場合において必要があると認めるときは調整委員会の意見を聴くものとする」とあるのですが、意見を聴くにあたって、この委員会ではどんな手順をとるか、個別に意見を言うのかまとめた意見を出すのか。意見を出すやり方は決まっていますか。

○事務局 最終的には委員会答申としてとりまとめたご意見をいただきたいと思っております。

○藤吉委員 専門委員会とかで事業者側が足りない分を指摘して改善するよというのは非常に言いやすいんですけども、調停ですから、調停委員で双方のやるべきことがあるねというときには、それを言えばいいのでしょうか。技術的に駄目だよという話ではなくて、調停の意見を言うというのはなかなか難しいと思うものですが。

○事務局 条例を吟味する段階では、紛争解決への手法として、議論がありました。先生ご指摘の調停についても選択肢の一つとして議論しましたが、あっせんを手法として取り入れました。市が行うあっせんは、双方が話し合う場を設けることを想定しております。例えば、関係住民の方が説明会や話し合いにも来ないといった状況は、最低限避けよう、双方が話し合う場を設けることが、市長のあっせんになります。その中で、市長があっせんを行うにあたって、専門的な事項など、諮問機関としてこの調整委員会に意見を聴くことが出来るようになっております。具体的な紛争が起こったことがないので、想定は難しいですが、例えば操業時間であるとか、煙の問題、騒音の問題など、要望する側も過剰ではないか、また、対応する側も事足りないのではないか、物別れになるような事態に至ったとき、または至りそうなときに、話し合いの場を設けることをあっせんとイメージしております。

○藤吉委員 端的に聞きますとね、あっせん案みたいなものが事務局から出てきて、こういう考えですけども何か抜けている点がないかとか付け加えることはないかとかそういうの言えればいいってことですかね。

○事務局 紛争に関する調整委員会ですので、諮問する側でもある事務局が、あっせん案を提案するということは、想定しておりません。

○藤吉委員 それとですね、調整委員会の意見を聴くというやり方がね、調整委員会が調整するなら、まだわかるのだけでも“意見を聴く”ですよ。

○事務局 おっしゃる通りです。

○藤吉委員 それがね、ちょっとずれている感じがして、どうするんだろうなあと思ひまして。

○事務局 あくまで、調整委員会としてニュートラルな立場で、諮問に対して答申という意見書をいただく形になると思います。最終的には市長があっせんを続けてやるのか、それともあっせんについて終了するのか、さらにはそれ以上のこと、あっせん案を用意するような想定は現段階ではしておりませんが、個別具体的な事案によっては、一つの可能性として、市側があっせん案を提案する可能性は否めないのかと思います。あくまで市長の諮問に対して専門的なお立場からのご意見、答申をいただくことを条例は想定していると考えております。

○小松委員 イメージはなかなか湧かないですけども、そういう住民の方がこう言っている、業者はこう言っているというような資料がここに出てきて、それについてどうだということをここで審議するという形なのですか。

○事務局 そのようなイメージです。

○小松委員 ここにそういう人が来て、お互いにするのを見て、こうっていうのではないですよ。直接会うわけじゃないですよ。何か資料が出てきて…。

○事務局 事務局の方からそのような資料をご準備して、委員会の中で答申をいただくという形で、直接住民と事業者の紛争に立ち会っていただくということはありません。

○小松委員 でも例えば、藤吉先生が専門なのですけれども、業者の方はこういうような対策ができるでしょというようなことを直接聞きたいという場合に、企業の人を呼ぶことは可能なのですか。

○事務局 はい、資料4番の委員会規則の第4条に規定されておりますが、「委員会には必要があると認めるときは関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことが出来る」とされておりますので、委員会として関係者をお呼びいただいて、話を聞くことが出来るということになっております。

○小松委員 それは、住民の方でも必要があるときは呼んで意見を聴くことが出来るということですね。

○事務局 はい。

○飯塚委員長 私からいいですか。あっせんは市長がするんですよ。そうするとあっせん員というのが任命されるわけですよ。そうするとあっせん員というあっせんをする人がいるわけですよ。その人があっせんを主宰するわけですよ。それは市長の補助機関ということで。その手続きと申しますか、あっせんの制度は作ってありますか。どういった形であっせんを行おうと考えていますか。あっせんに関する決まりは作ってありますか。

○事務局 現在作成中でございます。

○飯塚委員長 まだ決まってないんだよね、どういった形でやるのかはね。例えば誰があっせん員をやるのか、市長が任命すると思うんですけども。市長自らやるわけではないですから。それは誰がやるのか、それはどういった形でやるのか、双方在席の下でやるのか、そのなかで担当は我々に対しては一体どういった意見を聴くのか。あっせんの進め方に関する意見を聴くのか、あるいはあっせんしている内容に関して専門的なことを聴くのか。意見の内容によってはあっせん機関の補助的な内容になってしまうと第2のあっせん機関のようになってしまう。しかし、あくまであっせんは別ですよ。意見がなんなのか、どのような意見なのかを知りたいところですね。

それから、もう一つは21条で「諮問に応じ調査審議する」とあるのですが、これはあっせんに限らないということですよ。ということで諮問機関として調査審議するということですよ。

○藤吉委員 これは調停として委員会が意見を出すときに、問題となっている場所を見に行くことは必要ですよ。

○事務局 そのようなことも想定しております。

○藤吉委員 一方的に、こんなもんじゃないのと言うのはね。調停委員会ですので、接点を作るような話ですから。この条例の有益なところは接点を作るところで、その準備ということですから。そのためにはお互いの言い分を聴かなくてはならない。住民を呼ぶのは必要な行為ではないかと思う。

○小松委員 先ほど委員長のおっしゃった、あっせん委員という人がいて、その人が事業者と住民の方の集まったところで、あっせんをするのであれば、あっせんをする役目の人がいて、その人が「あなたは言いすぎだ」等を言うのですかね。委員はそういったことは言わなくていいのでは。何か「この点について諮問」が来たらその点についてのみ議論すればいいのでは。まだ様子がわからないため何とも言えない。

○飯塚委員長 まだどんな意見を聴かれるのかが分からないため何とも言えないですよ。

○小松委員 あっせん委員というのはあっせんをするのですよね。その場で、多分。

○事務局 産業廃棄物指導課の職員が、市長の補助吏員になっておりますので、あっせんの手続きと行為については行うことを想定しております。労働争議のようにあっせん員を別にもうけることは想定しておりません。例えば自治会館に両方集まって、話し合いをしてくださいとあっせんすることになります。その場に、市職員が出席することも考えておりますが、そこで

あっせん案みたいなものを出すかということに関しては想定しておりません。しかしながら、先ほど委員長のおっしゃったように個別具体的な案件ごとに、その様子は大きく変わってくるであろうと考えます。その中で、調整委員の皆様にも、市長から専門家の意見をお聞きしたいということが、何か出てくるのではないかと想定しております。

○小松委員 そのあっせんの場で、両方が何か意見をいろいろ言うのだけでも、そこで「そちらちょっと言い過ぎじゃないですか」とか「こちらもっと改善しないといけないんじゃないですか」と言うのは、産業廃棄物指導課の職員の方が言うのですか。それとも黙って聞いているだけですか。

○事務局 後者です。先ほど説明申し上げましたが、関係住民の意見は意見書として提出していただく。そして、事業計画者からは、その対処について見解書をもらう。その手続きの過程、またはその前に「話し合いすら、もういやだよ。聞く耳持たないよ」ということが一つ想定されますので、そういう場合には協議の場を設けることをあっせんと考えております。一步踏み込んで采配をするような、意見を述べるようなことは想定しておりません。

○小松委員 このNo. 1の右側のフロー図で、緑の線の下側にあるように、紛争が生じた場合には、あっせんの場でお互いが納得できれば良いけれど、それがうまく合意できなかったときにこの委員会に何か出てくるのですよね、多分。

○事務局 あっせんを行う場合、事案に応じて、市長が意見を専門家に求める必要があると考えた場合は、この委員会に諮問させていただくことになります。

○小松委員 このフロー図のどのあたりで、それがあつたのですか。

○事務局 事業計画書を受理してから承認書が出るまでの間に起った紛争に関して、申請があったときに随時調整委員会に諮問させていただくということになります。

○小松委員 こういう施設を作りたいとかそういう案件が来ますよね。そういった場合に廃棄物処理委員会のような別の委員会があるのではないですか。そこで事業者の計画がどうだとか環境への配慮やアセスがどうだというようなことを話す審議会はあるのですか。

○事務局 廃棄物処理施設専門委員会というものがあつまして、こちらは焼却施設と最終処分場を建設する場合に専門家の方からご意見をいただくものでございまして、それ以外の施設、例えば廃プラスチックの圧縮施設や積み替え保管施設では特にそのような委員会は設けられておりません。

○小松委員 技術的なことについては、かなりそこで審議されて、もうちょっと改善施設を付けられるんじゃないかとか環境への配慮をしたらいいんじゃないかとか出てくるはずですよね、

その審議会で。

○藤吉委員 住民の方も結構きついこと言って、ご意見がちょっときつすぎるんじゃないかといった争いもままあるのですよね。そこを調停するのはなかなか難しいんじゃないか。専門的に言っても、ちょっとでもリスクがあったら嫌だという発想になりますよね。そこを調停するのは補償の話になるのですよね。どんな補償をするのかっていう。その補償の話は良く裏でやるんですけど、表沙汰になると問題になる。そういう話がこのあっせんとなると行政の皆さんよくご存知ですから、その辺で歩み寄って調停となるんでしょうけど。その時の根拠にリスクがあるとかないとかそういう専門的な判断を投げられるのが我々の役割になるのかなと。

○事務局 その判断を仰ぐこともあるかと思われま。

○藤吉委員 そうしたら、リスクは0じゃないとみんな言います。そうするとほら見ろとなりますね。そういった難しい場合をあまり考えなくてもいいのかな。

○事務局 冒頭の説明で申し上げたように、廃掃法を文理解釈いたしますと、本手続きの申請が出ますと市長は受理しなくてははいけない。そして本市では、65日間の標準処理期間の定めがございますので、65日以内に許可不許可を出さざるを得ない。大気汚染であるとか振動であるとか、住民同意をお取りいただく中では、様々な要望があったのだろう想像します。そういう中で、「聞く耳持たないよ」といった事態は、まず避けよう。双方が相談する場を設けようとの趣旨です。しかしながら、最終的には2者間のご協議の中でのご納得というところは、変わらないものと考えております。要領による行政指導ではなく、条例により手続きを明確にしたというのが、ポイントとであると理解しております。

○藤吉委員 そうなのですが、関係住民とか関係地域とかをうまく設定できる場合と設定できない場合があると思うのですよね。難しいと思うのですよ。業者から調停してくれときた時に、住民側がまだ組織化されてないときはどうするのか。要は窓口が一本化されていないとき、個別に反対を唱える方が1人いるときってのがよくあるのですよね。そういう時窓口は一本化しなきゃいけない。そういった規定は何かありますか。

○事務局 そのような規定は特にありません。基本的に関係住民というのは自治会単位で組織化されるのではないかと想定してまして、個人からの申請がないということはないと思われま。自治会があっせんを行うときには、自治会長が窓口となって事業者と話し合いすることを想定しています。

○藤吉委員 自治会単位というのはあまり大げさにしたくないと思うのですよね。反対するのはエネルギーがいりますからね、一人の頑張る方がいて他の方が後々について行って。なので、

自治会単位をあっせん対象にすると、あっせんにならないというのがよくあるんですよね。そういうのがすごく気になる。

○事務局 自治会も一つの組織として想定しておりますが、例えば千世帯ある自治会の長が、自治会の総意を代表できるかと言うと難しいと考えます。また、500mないしは200mといった範囲には、複数の自治会にまたがっていることも想定されます。その場合は、自治会といった単位ではなく、近隣の住民といった単位が出来るのではないかと想定されます。一方で、なかなか組織化というところまでいかないんじゃないかと言う議論も出ました。関係住民等ですので、組織でなくても一人一人からお出しいただけるような仕組みになっております。たくさんのご要望や意見をたくさんの方からいただく、それを市が概要にして事業計画者に通知するという方法を、想定したものであると考えております。したがって、PTA、子供会、自治会、さらには、個人からも意見書が出ることを想定しておりますので、あっせん相手も様々な者が想定されます。

○飯塚委員長 委員会の名前が調整委員会となっております、これだとこの委員会自体が紛争が生じたときに調整をするんじゃないかと受け止められかねない。この委員会では調整はしないんですね。あっせんの必要な意見照会について回答する。それから、一般的な場合には、市長の諮問に応じて調査審議して答申するってことですよ。ということは調整自体をするってことではなくて、調整に関する事柄について意見を聴かれたり、諮問されたりするってことですかね。調整自体の前面に立つのではなくて、調整は市がやるということで、それに対して意見を聴かれたりしたときに答えると。そういうことなのかな。もしかしたらこれは答えるべきなのかなと思うことが出てくるかもしれませんね。設置自体が良いかどうかということについては対象外ですものね。やっぱり紛争の予防と調整のための委員会ということなのですかね。ということでスタートしてみないとわからないのかもしれないかもしれませんね。

○小松委員 昔、公害審査会というのに入ったときに、そこは調停をするので事業者を呼んで意見を聴いて、次に退席してもらって、住民の方から意見を聴いて、ちょっとそっちは言いすぎじゃないかとか、もうちょっとなんとかできないかとかやっていたので、そういうのをイメージしていたのですが、そうではないですね。

○飯塚委員長 そうですね、ちがうですね。この委員会では当事者が来るということはないんですかね。

○小松委員 必要があればということで。

○飯塚委員長 調査のとき、答申する際に必要があれば呼んで聞く、ということが出来ると。

こちらから呼ぶことはできるけれども、当事者がこちらに求める権利はないのですかね。

○長谷川委員 直接求めることが出来ないだけで、意見は出すことが出来るということですね。

○小松委員 そうですね、意見として出せば、市の意見としてでてくる。諮問への答申として出すことはできない。

○藤吉委員 諮問ってというのは、結論に対してどうかっていうのと、結論に至るいくつかの材料についてどうでしょうかという聴き方があると思うのですが。どういう聴き方なのか。こういう調停でいこうと思うのですがどうでしょうかというのと、こういう理由で調停しようと思うのですが、理由一つ一つについて意見をくださいなのか。

○事務局 紛争の内容とか過程に応じて、市からそれぞれのあっせんに応じてケースバイケースで諮問させていただくことになります。

○藤吉委員 一定の第三者的な意見に基づいたあっせん案であるというところに意義があるんですよ。勝手にやったものじゃないって。専門的な観点に基づいての意見だから意義があるんですよ。

○事務局 たとえば事業計画者は、産業廃棄物を処理するにあたって粉じんが発生する場合に散水施設や集塵機で集塵する対策を講じると思うのですが、それに対して住民等が六面囲いされた建屋内じゃないとその処理が認められないと申し出があった場合に対して、事業計画者としてはベルトコンベアーに集塵機をつけて粉じんが敷地境界から漏れないように対策しているのですが、それが関係地域の住民の方には認められない場合にそこで初めて先生方にご意見を伺って、その場合には鋼板塀を地上5mまで設置すれば、六面囲いの必要はない等のご意見をいただくものと想定しています。具体的なケースがまだ出ていないので詳しくはご説明できないのですが、生活環境保全上の支障に対してお互いの主張の度合いの調整をいただきたいと考えております。

○藤吉委員 ということは個別のテクニカルな話が多くなる可能性が高いということですか。

○事務局 技術的な数値、たとえば囲いを3mがいいのか5m、10mがいいのか。屋根がないダメといった場合もケースとしては出てくると思います。

○小松委員 そういったことは専門委員会で審議しませんか。3mじゃなくて5mの塀にしたほうがいいじゃないかとか。

○事務局 専門委員会につきましては先ほど申しましたように、焼却施設であるとか最終処分場であった場合に、法に基づく申請があつてから行われる委員会でございますので、概要を説明させていただいたうえでご意見を賜ればと思います。

○飯塚委員長 熱心なご質問とディベートをありがとうございました。予定した時間となりましたので、以上をもちまして議事を終了したいと思います。

それでは、第1回産業廃棄物処理施設設置等調整委員会を以上をもちまして閉会いたします。

どうもみなさまありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

午前11時32分 閉会